

No.	校長	副校長	教頭	主幹	担任	養教	養教

感染症による欠席届

学 校	石川県立金沢西高等学校						
学年・組	() 年 () 番						
生徒氏名							
受診医療機関及び担当医							
診 断 名							
欠 席 期 間	令和() 年() 月() 日() 曜日より 令和() 年() 月() 日() 曜日まで						
早 退	令和() 年() 月() 日() 曜日 午前・午後(:) 早退						
上記の通り、欠席したことを届け出します。							
令和() 年() 月() 日 保 護 者 氏 名 _____							

* この届は、学校において感染症による出席停止の際に使用します。

* お薬の説明書のコピーを必ず裏面にして下さい。

参考 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）抜粋

- 第1種 治癒するまで
 - 第2種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。
 - ・インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。
 - ・百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ・麻しん 解熱した後3日を経過するまで。
 - ・流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ・風しん 発しんが消失するまで。
 - ・水痘 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ・咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - ・結核 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
 - ・髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 令和5年4月28日追加
- ・新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。